

【1994年3月3日】医療保険制度及び老人保健・福祉制度の改正案（答申）

社会保障制度審議会（総会第471回）

平成6年3月3日

厚生大臣 大内 啓伍 殿

社会保障制度審議会
会長 隅谷 三喜男

医療保険制度及び老人保健・福祉制度の改正について（答申）

平成6年2月21日厚生省発保第12号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の改正は、限られた財源の中で国民の医療保障を効果的かつ適切に図っていく観点から、医療保険各制度及び老人保健制度における保険給付の範囲・内容について再検討を加え、入院サービスと併せて受けた食事療養について患者の負担を導入し、在宅との均衡を図る一方で、看護を保険医療機関が行うことに一元化し、付添看護の存在を前提としない医療保険給付の確立を図るとともに、医療保険各制度においても訪問看護療養費を創設するなどの改正を行うものである。当審議会はかねてより、医療保険本来の趣旨に照らし給付の範囲・内容等について見直すべきこと、付添看護等保険外負担の解消を早急に図るべきこと等を指摘してきた。今回の改正は年来の懸案であった付添看護の解消に踏み込むなど、その姿勢、方向性は、一応評価できる。

ただ、今回の改正を真に実のあるものとするためには、解決しなければならない多くの課題が存在する。以下の諸点に配慮し、改正の意図するところの円滑かつ着実な実現に向けて万全を期すよう要望する。

1. 付添看護を解消するための人材の確保

看護を完全に院内化した制度を適切に運営していくためには、人材を十分確保・養成していくことが不可欠な前提となる。診療報酬でインセンティブを与えるだけで人材が十分確保・養成できるものではなく、賃金体系や勤務体系等について特別の配慮が必要であろう。人材の確保は楽観を許さない大変難しい問題であるという認識の下に、具体的な人材確保・養成策を早急に検討し、これに着手されたい。

なお、これまで付添婦として医療を下支えしてきた人々について、関係省等との連携を密にし十分配慮されたい。

2. 入院時食事療養費の創設

今回の改正は入院時食事療養費を創設し、入院患者に食費の負担を求めることにより、在宅やその他の施設入所の場合の費用負担との均衡を図るという点で、その方向性は理解できるものの、新たな負担を患者に求めることとなることから、低所得者等へのより細やかな配慮が望まれる。

3. その他

今回法定化される在宅介護支援センターについては、地域におけるサービスのコーディネート機能を十分発揮できるよう、設置の推進及び人材の確保に更に努力されたい。また、新しく創設される老人保健福祉審議会については、高齢者の保健福祉サービスの在り方を総合的に審議する機能に期待したい。なお、出産育児一時金の創設、傷病手当減額率の見直し、保険者の実施する保健福祉事業に関する事項、育児休業中の保険料の免除、老人保健制度における保険者の拠出金を財源とする事業の実施等の事項は、特に異存はないことを申し添える。